

議案第17号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年 2 月24日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

小中学校において学校保健安全法に規定する学校環境衛生基準に基づく各種検査の実施に加え、健康相談及び保健指導に従事するなど業務範囲が拡大していることから、学校薬剤師の報酬の額を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1 報酬の額の欄中「65,000」を「77,500」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。